

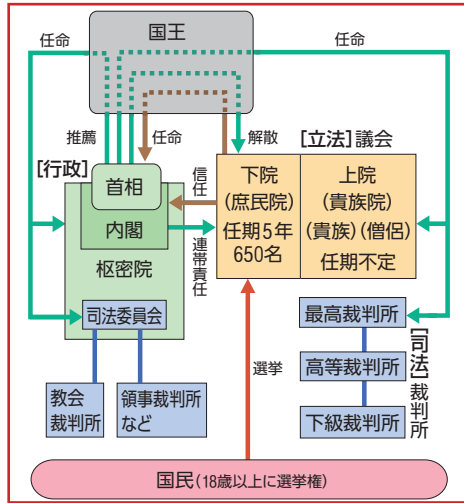
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
前見返	右上	写真は <u>福島県にある世界初の浮体式洋上発電設備</u> （左，福島県 <u>檜葉町沖</u> ）	写真は <u>実証実験が行われた浮体式洋上発電設備</u> （左，福島県 <u>檜葉町沖</u> ）
18	右下図	（添付別紙 1 参照）	（添付別紙 1 参照）
19	右下写真	（添付別紙 1 参照）	（添付別紙 1 参照）
23	右上写真	ミャンマーでは，軍政を批判する民主化運動の指導者アウン・サン・スー・チーが率いる野党が <u>2015 年 11 月の総選挙で圧勝し，2016 年に文民による新政権が誕生した</u> （選挙遊説中の写真，2015 年）。	ミャンマーでは，軍政を批判する民主化運動の指導者アウン・サン・スー・チーの指導の下， <u>2016 年に文民政権が誕生したが，2021 年に軍事クーデタが発生した</u> （選挙遊説中の写真，2015 年）。
39	注①	① <u>個人情報保護関連 5 法 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）</u> ，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などからなる。このうち個人情報保護法についてはマスコミ等に対する報道規制が懸念され，国民の「知る権利」を侵害すると危惧する声もある。	① <u>個人情報保護関連 5 法 5 法のうち行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法は，2021 年に個人情報保護法に統合された。</u> 個人情報保護法についてはマスコミ等に対する報道規制が懸念され，国民の「知る権利」を侵害すると危惧する声もある。
45	左上グラフ	（添付別紙 2 参照）	（添付別紙 2 参照）
55	上図	（添付別紙 2 参照）	（添付別紙 2 参照）
56	左上グラフ	（添付別紙 3 参照）	（添付別紙 3 参照）
63	下	（添付別紙 3 参照）	（添付別紙 3 参照）
64	下図	（添付別紙 4 参照）	（添付別紙 4 参照）
66	右上グラフ	（添付別紙 4 参照）	（添付別紙 4 参照）
75	下	また，2018 年の民法改正により，2022 年 4 月から民法上の成年年齢が 18 歳に引き下げられる。婚姻開始年齢は，男女ともに 18 歳となる。 <u>なお，現在，少年法の適用年齢の引き下げについても議論が続いている。</u>	また，2018 年の民法改正により，2022 年 4 月から民法上の成年年齢が 18 歳に引き下げられる。婚姻開始年齢は，男女ともに 18 歳となる。 <u>少年法も改正され，2022 年 4 月から 18，19 歳の少年犯罪が厳罰化される（→p.63 コラム）。</u>
75	右下表	（添付別紙 5 参照）	（添付別紙 5 参照）
88	左下グラフ	（添付別紙 5 参照）	（添付別紙 5 参照）

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
98	上地図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
98	14-16	難民とは、人種、宗教、国籍などの違いや政治的意見の相違などによる迫害の恐れから、あるいは戦争や内戦のために、国外に逃れた人たちで、世界各地で約 <u>2590 万人</u> (<u>2018 年</u> 現在) にのぼる。	難民とは、人種、宗教、国籍などの違いや政治的意見の相違などによる迫害の恐れから、あるいは戦争や内戦のために、国外に逃れた人たちで、世界各地で約 <u>2640 万人</u> (<u>2020 年</u> 現在) にのぼる。
99	左上グラフ	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
100	左下	その後もタリバン勢力と米国を中心とする諸国の間の <u>戦闘</u> は <u>続いている</u> 。	その後もタリバン勢力と米国を中心とする諸国の間の <u>戦闘</u> が <u>続いた</u> 。
101	右上	2008 年に史上初の国連とアフリカ連合 (AU) による合同の PKO が組織され、PKO 活動を <u>展開している</u> 。	2008 年には、 <u>史上初の</u> 国連とアフリカ連合 (AU) による合同の PKO が組織され、PKO 活動を <u>展開した</u> 。
104	右上表	日本は削減目標として「2030 年度までに <u>26%</u> 削減 (2013 年度比)」をかかげている。	日本は削減目標として「2030 年度までに <u>46%</u> 削減 (2013 年度比)」をかかげている。
105	8	2020 年にアメリカが離脱した。	2020 年にアメリカが離脱した。 <u>2021 年復帰</u>
106	右上地図	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
110	左上図	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
110	右上グラフ	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
110	注①	①日本の ODA 日本は 1980 年代後半以降、世界の主要な援助国の一つになったが、国民一人あたりの援助額は <u>18 位</u> (<u>2018 年</u>) で、1 位のノルウェーの <u>1 割</u> にすぎない。	①日本の ODA 日本は 1980 年代後半以降、世界の主要な援助国の一つになったが、国民一人あたりの援助額は <u>16 位</u> (<u>2019 年</u>) で、1 位のノルウェーの <u>15%</u> にすぎない。
131	右下グラフ	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
132	右上グラフ	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
139	右上グラフ	(添付別紙 9 参照)	(添付別紙 9 参照)
142	下グラフ	(添付別紙 9 参照)	(添付別紙 9 参照)
144	右上グラフ	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
145	左上グラフ	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
145	右上グラフ	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
146	左上グラフ	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
146	10-12	国の借金残高は <u>2020 年度末には 964 兆円</u> (国と地方を合わせると <u>1182 兆円</u>) に達すると見込まれ、	国の借金残高は <u>2021 年度末には 1019 兆円</u> (国と地方を合わせると <u>1212 兆円</u>) に達すると見込まれ、
148-149	上グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 13 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 13 参照)
155	左下グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
156	18-20	日本でも <u>2020 年 4 月に緊急事態宣言</u> が出され、社会生活や経済活動に大きな制約が生じることになった。緊急事態宣言の解除後も、 <u>新型コロナウイルスの流行に適応した「新しい生活様式」が模索</u> されている。	日本でも <u>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置</u> が出され、社会生活や経済活動に大きな制約が生じ、 <u>新型コロナウイルスの流行に適応した「新しい生活様式」が模索</u> された。
161	注②	②3R refuse (断る) を入れて 4R とよばれることもある。 -	②3R refuse (断る) を入れて 4R とよばれることもある。 <u>2021 年には、プラスチック資源の 3R を促進するプラスチック資源循環促進法が成立した。</u>
166	16	ウルグアイ・ラウンド 1896~ <u>93</u> 年 →p.192	ウルグアイ・ラウンド 1896~ <u>94</u> 年 →p.192
167	左上グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
176	右上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
176	注②	②障害者雇用促進法 障がい者の雇用促進のため、国や企業などに障がい者を一定の割合 (民間企業は <u>2.2%</u> , <u>2020 年度までに 2.3%に引き上げ予定</u>) で雇用することを義務づけている。	②障害者雇用促進法 障がい者の雇用促進のため、国や企業などに障がい者を一定の割合 (民間企業は <u>2.3%</u>) で雇用することを義務づけている。
187	右上表	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
190	上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
194	注②	<u>2020 年 9 月現在</u> , <u>47 か国</u> が該当する。	<u>2021 年 9 月現在</u> , <u>46 か国</u> が該当する。
196	左上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)

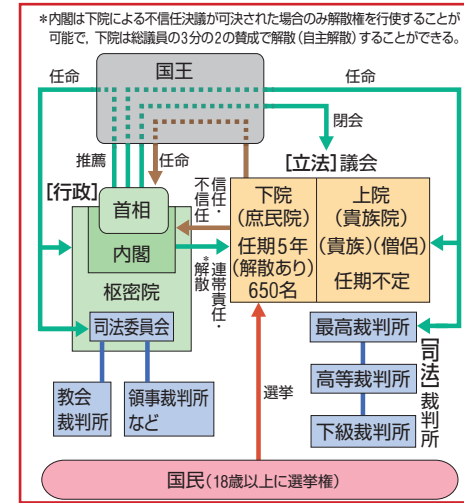
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
199	右上地図	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
201	右上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
202	9	再燃している。トランプ米大統領 <u>D.J.Trump (在職 2017~)</u>	再燃している。トランプ米大統領 <u>D.J.Trump (在職 2017~21)</u>
202	左下	同年 9 月現在，世界の感染者数は約 3300 万人，死者数は約 100 万人にのぼっている。各国で緊急事態が宣言され，都市封鎖（ロックダウン）や人々の活動制限が行われた。国境をこえた移動は大きく制限され，感染が拡大した国への往来がほとんどなくなった。 <u>これらの結果，経済活動は大きく縮小し，世界恐慌以来ともいえる経済危機におちいろうとしている。</u>	<u>2021 年 9 月現在，世界の感染者数は約 2 億 3700 万人，死者数は約 480 万人にのぼっている。</u> 各国で緊急事態が宣言され，都市封鎖（ロックダウン）や人々の活動制限が行われた。国境をこえた移動は大きく制限され，感染が拡大した国への往来が大幅に減少した。 <u>その結果，経済活動は大きく縮小し，世界恐慌以来ともいえる経済危機におちいろうとしている。</u>
202	右下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
206	左下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
234	上	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
後見返		(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
後見返		(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 22 参照)

原文



イギリスの政治機構

訂正文



イギリスの政治機構

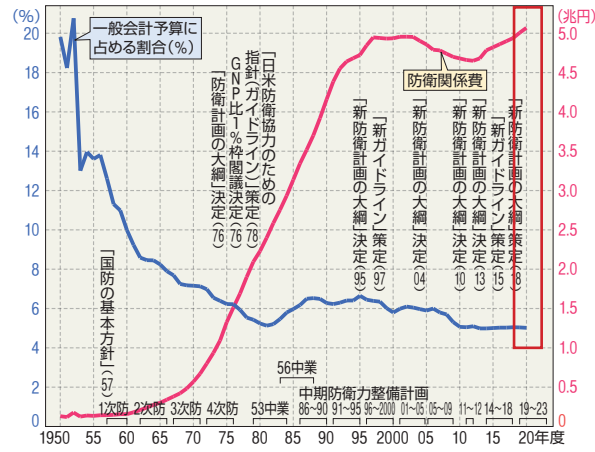


アメリカ大統領就任式(2017年) 1月20日の大統領就任式にのぞみ、連邦最高裁長官の前で宣誓する第45代アメリカ大統領のトランプ大統領。



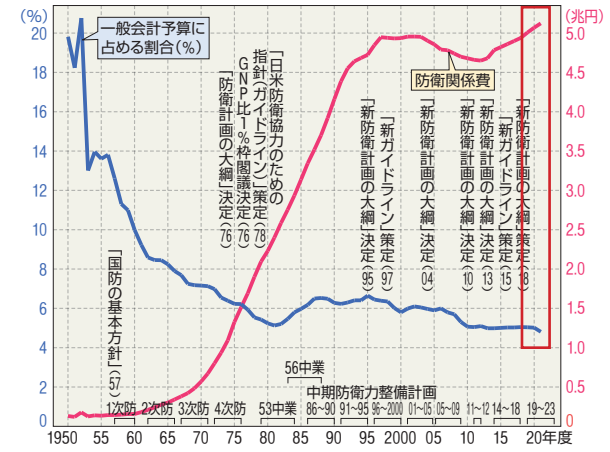
アメリカ大統領就任式(2021年) 1月20日の大統領就任式にのぞみ、連邦最高裁長官の前で宣誓する第46代アメリカ大統領のバイデン大統領。

原文

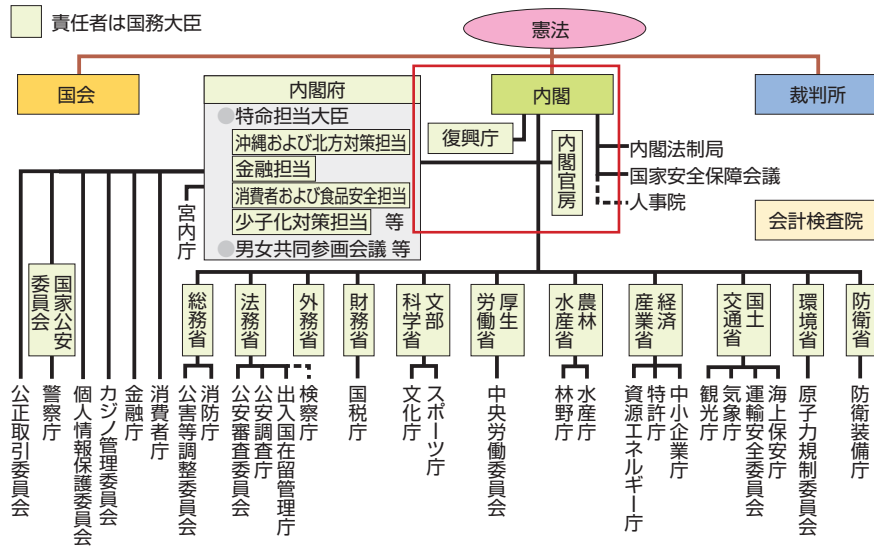


日本の防衛関係費の推移(防衛白書ほか)

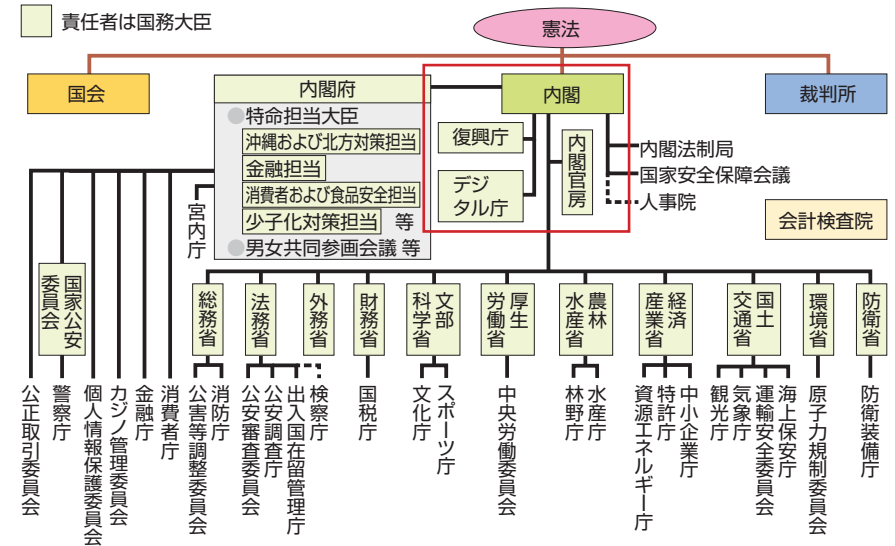
訂正文



日本の防衛関係費の推移(防衛白書ほか)

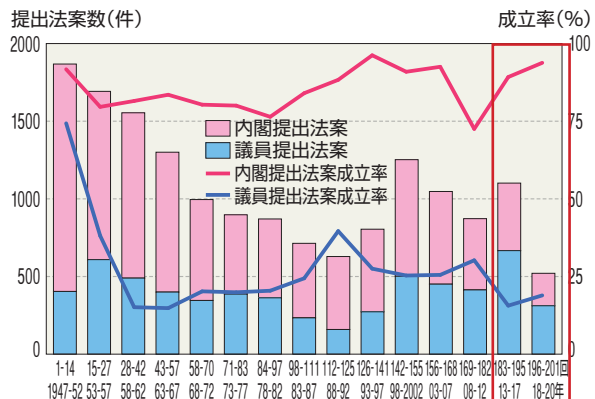


日本の行政機構 東日本大震災からの復興を担うため、復興庁が2012年に設置された。



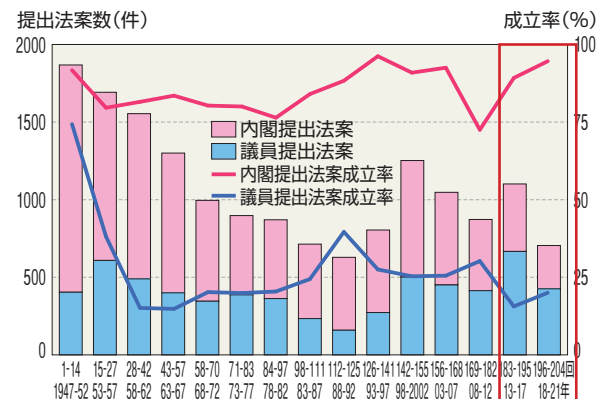
日本の行政機構 東日本大震災からの復興を担うため、復興庁が2012年に設置された。

原文



議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

訂正文



議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

コラム

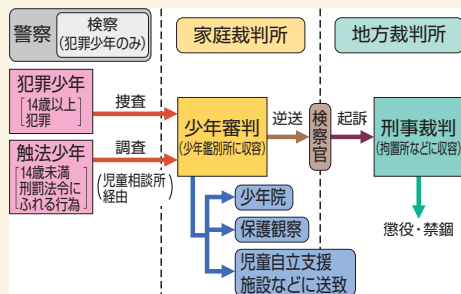
少年法改正を考える

少年は若く、罪を犯しても更生する可能性が大きい。そのため、法にふれた少年については成人と異なる扱いをするというのが少年法の趣旨である。2000年、少年法が改正された。改正前は、刑罰よりも教育・保護・更生に重点がおかれ、少年犯罪はすべて家庭裁判所において処遇が決定されていた。そこでは検察官の出廷は認められず、被害者や遺族の傍聴も禁止されていた。

改正により、①刑罰の適用年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられ、②16歳以上の少年が故意に死亡させた場合は、家庭裁判所は検察官に戻す(逆送致)ことが原則となり、成人と同じ地方裁判所へ起訴されることになった。また、③家庭裁判所の少年審判でも凶悪事件では検察官や遺族の立ち会いが認められることになった。その後、少年法は2007年にも改正され、従来14歳以上であった少年院送致の

対象年齢は「おおむね12歳以上」に改められた。なお、法務省は「おおむね」の幅を「1歳程度」としているため11歳の小学生も少年院に収容される可能性がある。

2015年に公職選挙法が改正され、18歳から選挙権をもつようになったことを契機に少年の対象年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる案が検討されているが、若者の更生を促し、再犯を防ぐ視点からの検討が重要だろう。



少年事件の手続きの流れ

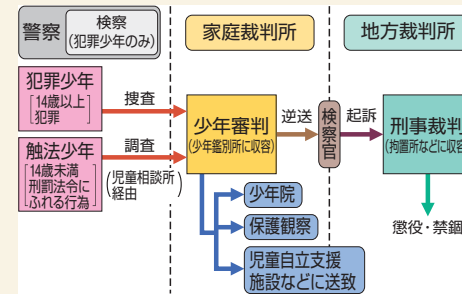
コラム

少年法改正を考える

少年は若く、罪を犯しても更生する可能性が大きい。そのため、法にふれた20歳未満の少年については20歳以上と異なる扱いをするというのが、少年法の趣旨である。従来の少年法では、刑罰よりも教育・保護・更生に重点がおかれ、少年犯罪はすべて家庭裁判所において処遇が決定されていた。そこでは検察官の出廷は認められず、被害者や遺族の傍聴も禁止されていた。

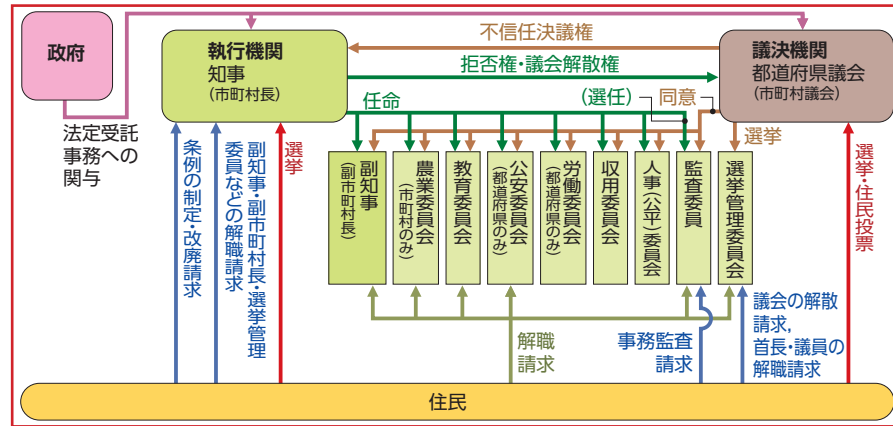
しかし、2000年の改正により、①刑罰の適用年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられ、②16歳以上の少年が故意に死亡させた場合は、家庭裁判所は原則として検察官に戻す(逆送致)、20歳以上と同じ地方裁判所へ起訴されることになった。また、③家庭裁判所の少年審判でも凶悪事件では検察官や遺族の立ち会いが認められることになった。2007年の改正では、少年院送致の対象年齢が14歳以上か

ら「おおむね12歳以上」「おおむね」の幅は1歳程度)に改められた。さらに2021年の改正では、選挙権年齢や民法上の成年年齢の引き下げ(→p.75コラム)を受けて、18、19歳が「特定少年」と位置づけられ、①逆送致の対象事件が強盗罪や強制性交罪などへと拡大され、②逆送致後は20歳以上と同じ扱いとなり、③実名報道が解禁された。この改正には、少年の立ち直りを促す観点から懸念する声がある。



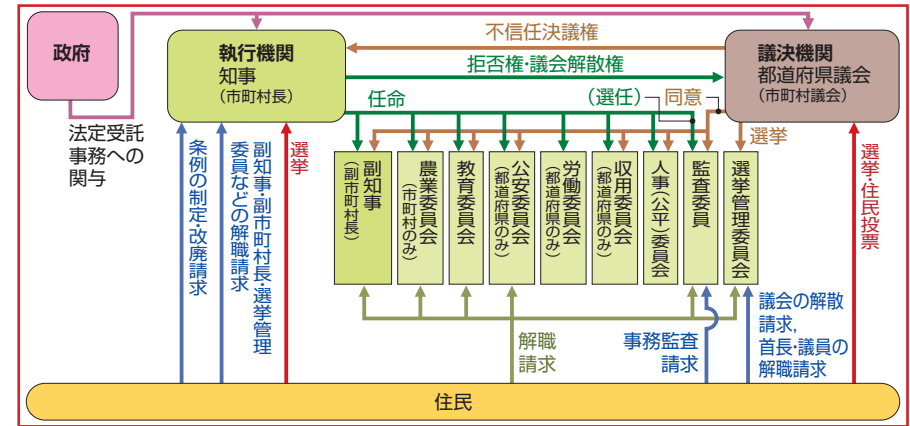
少年事件の手続きの流れ

原文

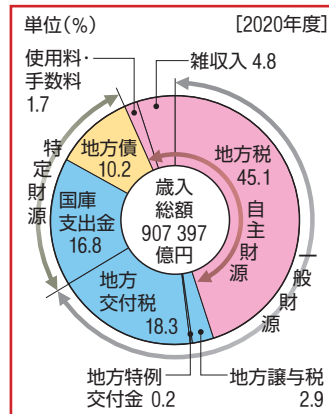


地方自治の機構

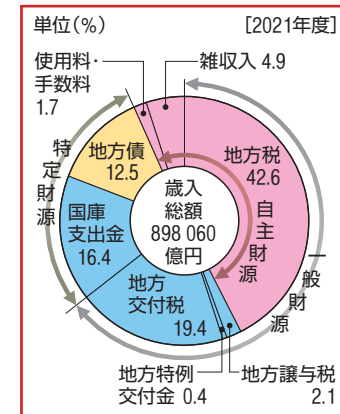
訂正文



地方自治の機構



地方財政の財源 (総務省資料)



地方財政の財源 (総務省資料)

原文

	私法(民法)上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	20歳*1	男性18歳 女性16歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

- *1 2022年4月より18歳
- *2 アメリカは州によって異なる(表中はカリフォルニア州のもの)
- *3 ただしビールなどは16歳

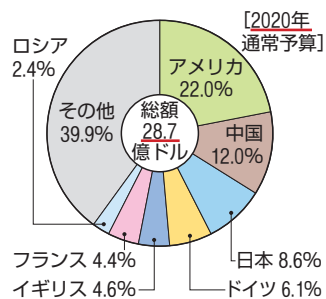
📌おもな国の法定年齢

訂正文

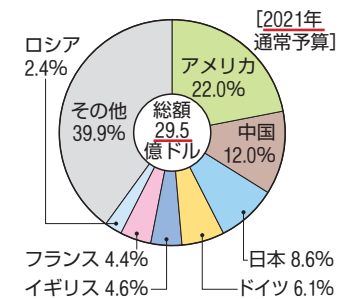
	私法(民法)上の成年	結婚	喫煙	飲酒	選挙権	被選挙権
日本	18歳*1	18歳*1	20歳	20歳	18歳	衆議院25歳 参議院30歳
アメリカ	18歳*2	18歳*2	18歳*2	21歳	18歳	下院25歳 上院30歳
イギリス	18歳	16歳	18歳	18歳	18歳	下院18歳
ドイツ	18歳	18歳	18歳	18歳*3	18歳	下院18歳
中国	18歳	男性22歳 女性20歳	18歳	18歳	18歳	18歳

- *1 2022年4月より施行予定
- *2 アメリカは州によって異なる(表中はカリフォルニア州のもの)
- *3 ただしビールなどは16歳

📌おもな国の法定年齢



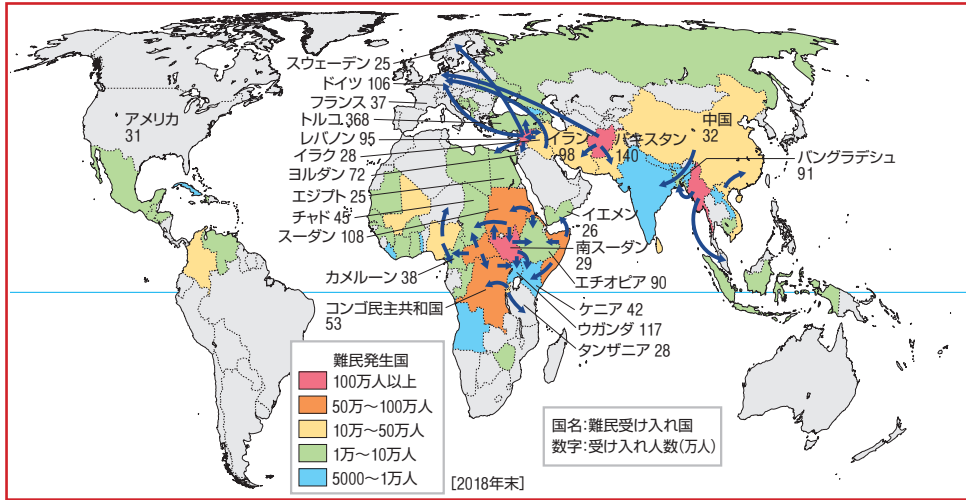
📌主要国の国連分担金比率(国連広報センター資料) 分担率は総会で決定される。



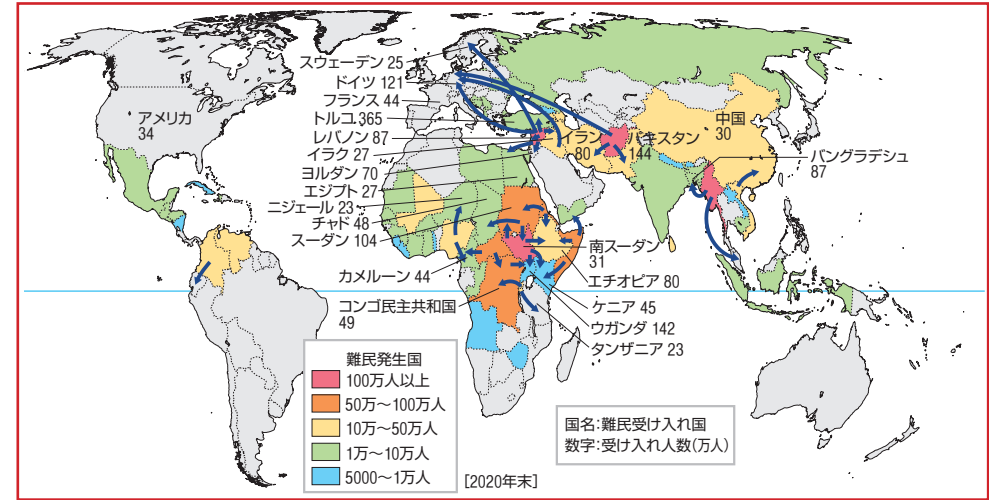
📌主要国の国連分担金比率(国連広報センター資料) 分担率は総会で決定される。

原文

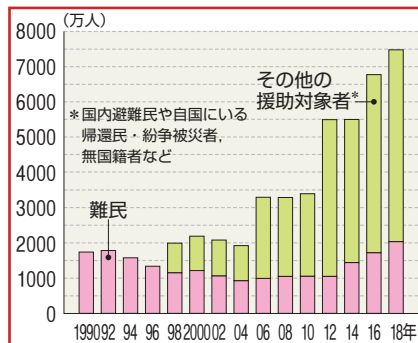
訂正文



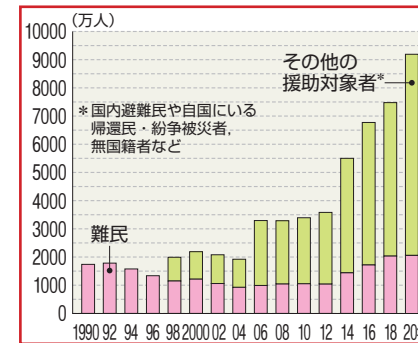
難民の発生国・受け入れ国 (UNHCR 資料)



難民の発生国・受け入れ国 (UNHCR 資料)

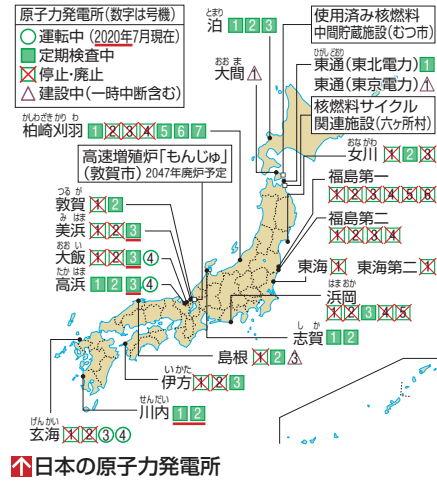


難民数の推移 (UNHCR 資料)

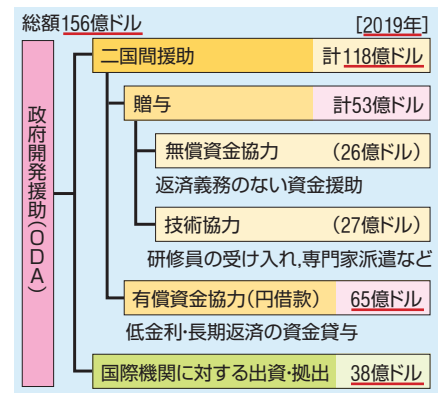
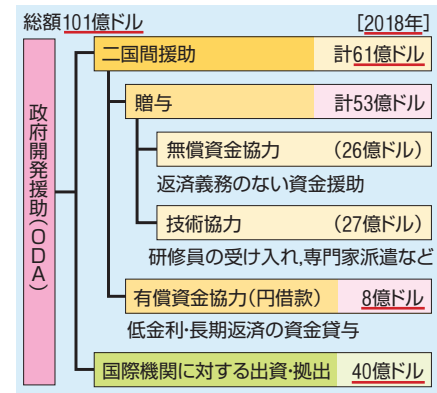
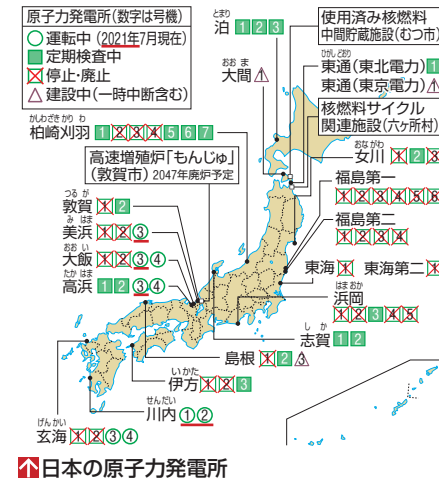


難民数の推移 (UNHCR 資料)

原文



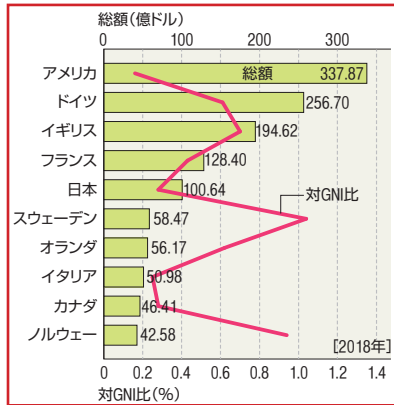
訂正文



日本のODAの形態と支出額(開発協力白書)

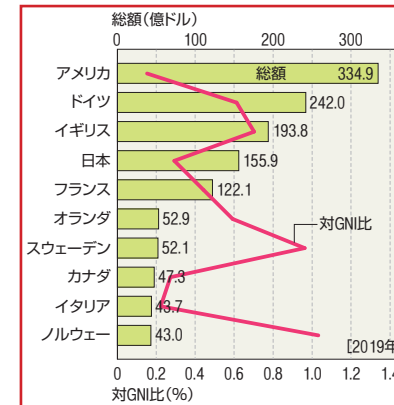
日本のODAの形態と支出額(開発協力白書)

原文

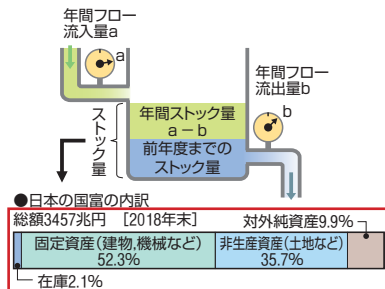


おもな国のODA支出額 (DAC資料)

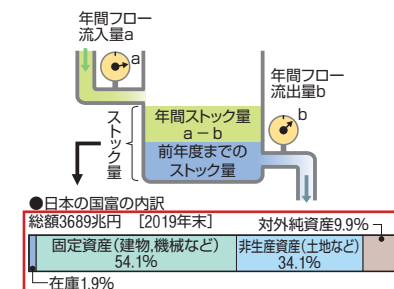
訂正文



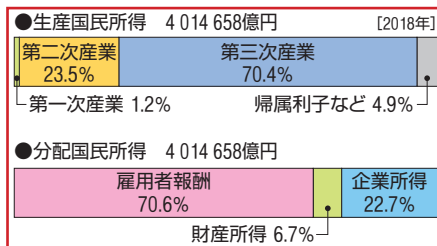
おもな国のODA支出額 (DAC資料)



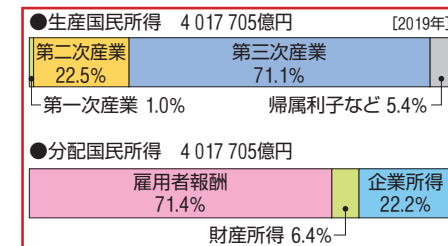
フローとストック



フローとストック

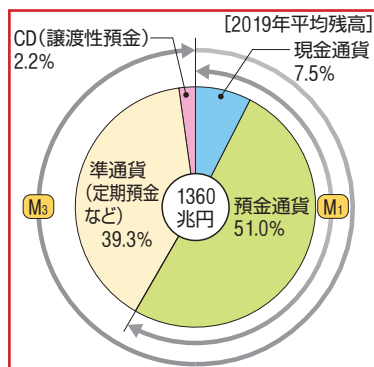


生産・分配国民所得 (国民経済計算年報)



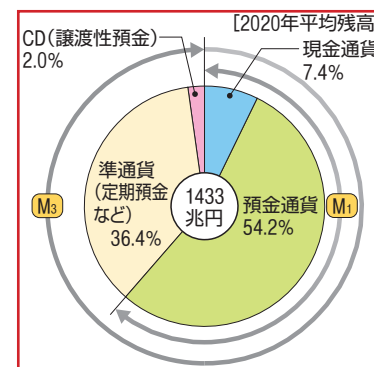
生産・分配国民所得 (国民経済計算年報)

原文

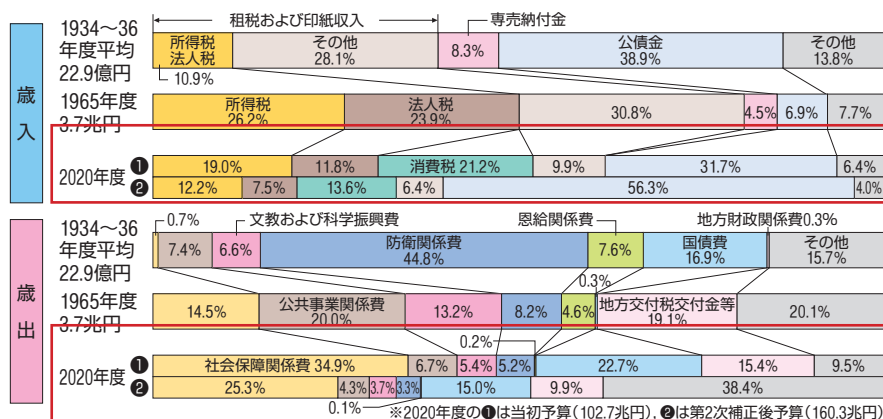


↑ マネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるM1や、それに準通貨とCDを加えたM3などがある。

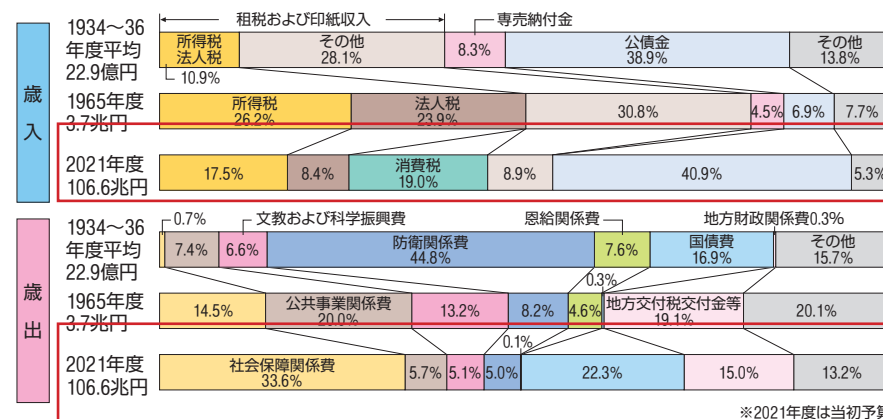
訂正文



↑ マネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるM1や、それに準通貨とCDを加えたM3などがある。



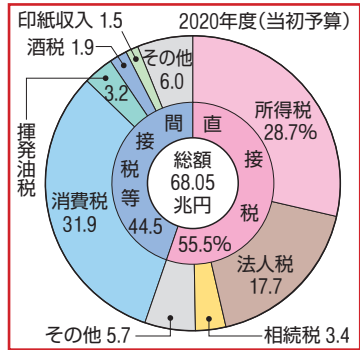
↑ 日本における一般会計の歳入と歳出(財政金融統計月報ほか)



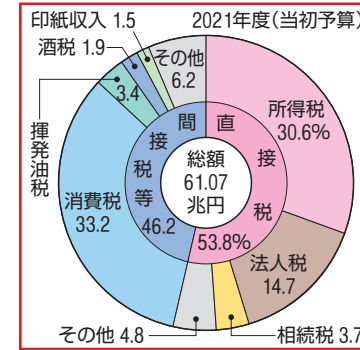
↑ 日本における一般会計の歳入と歳出(財政金融統計月報ほか)

原文

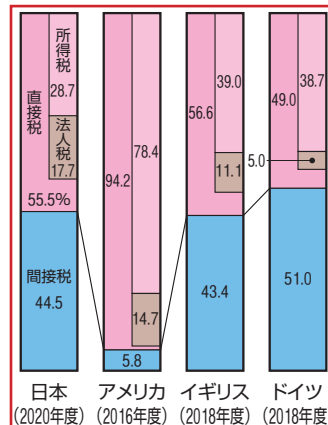
訂正文



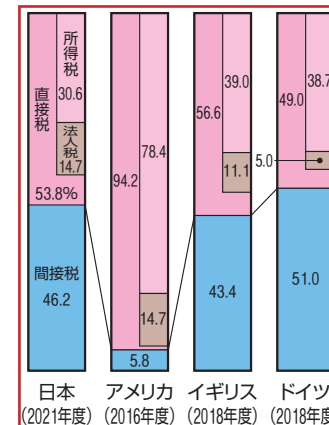
↑ 国税の内訳・直間比率 (財務省資料)



↑ 国税の内訳・直間比率 (財務省資料)

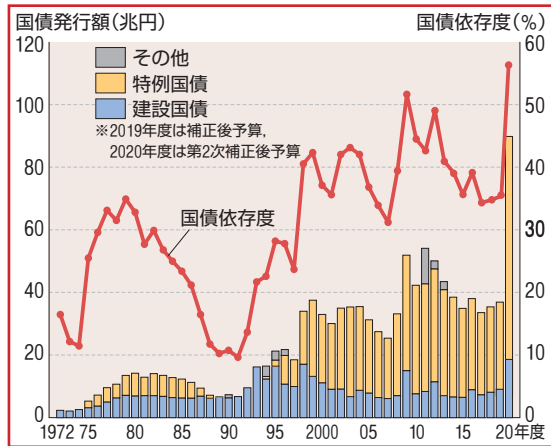


↑ おもな国の直間比率 (財政金融統計月報)



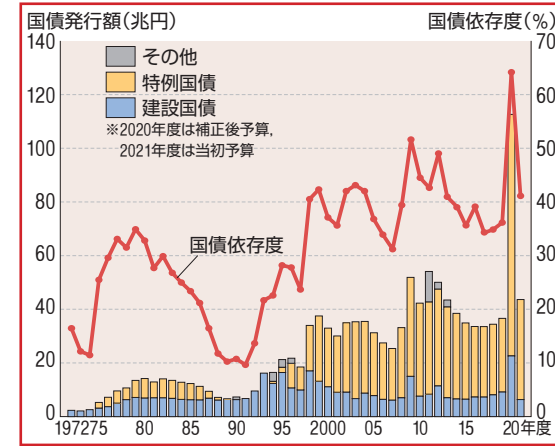
↑ おもな国の直間比率 (財政金融統計月報)

原文

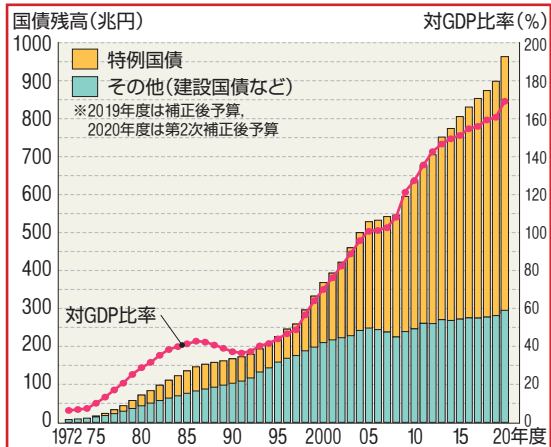


↑国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)

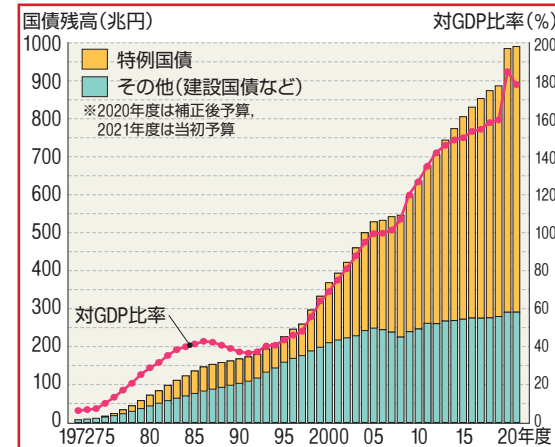
訂正文



↑国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)

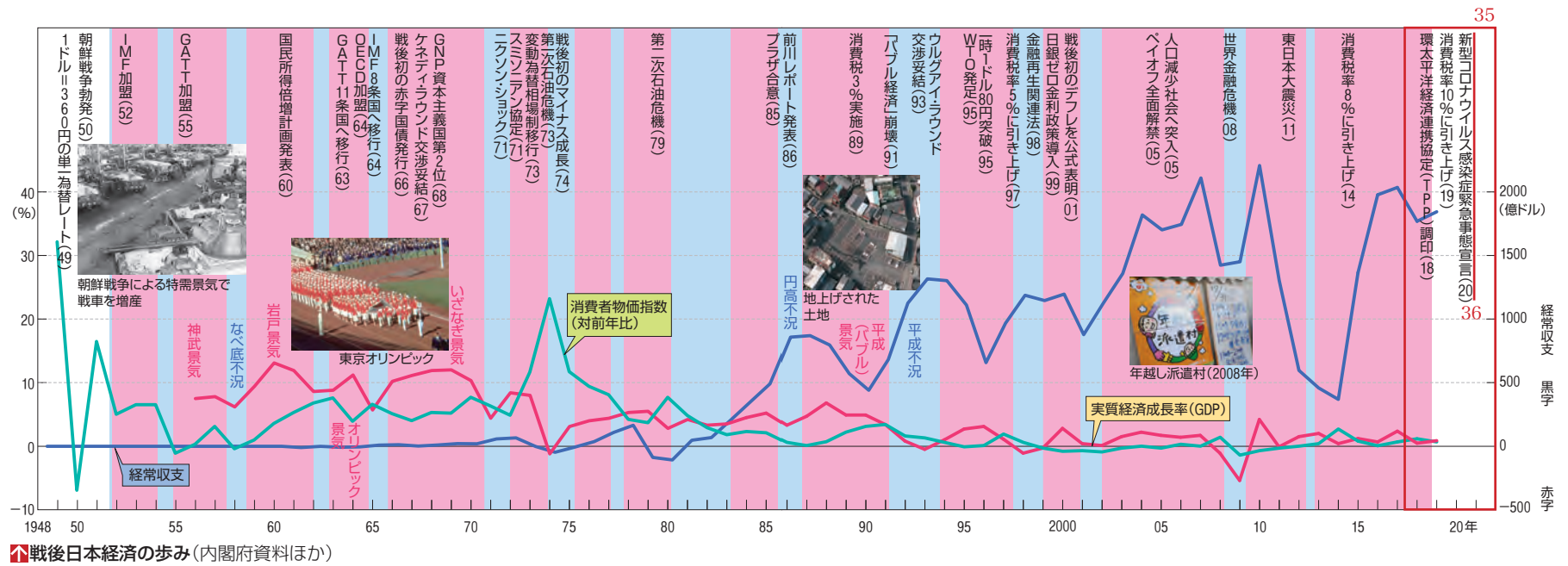


↑国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)



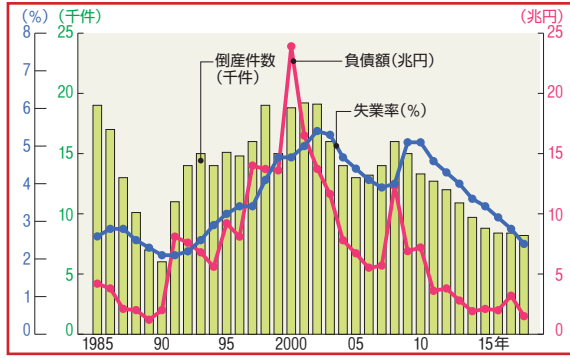
↑国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)

原文

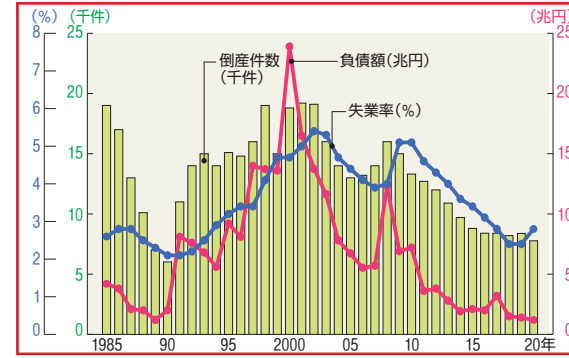


原文

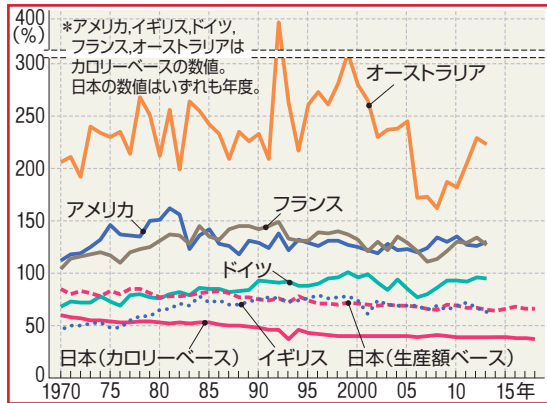
訂正文



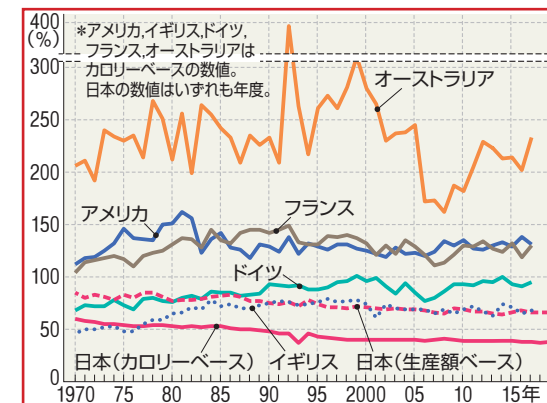
↑企業倒産の件数・負債額の推移(中小企業白書ほか)



↑企業倒産の件数・負債額の推移(中小企業白書ほか)

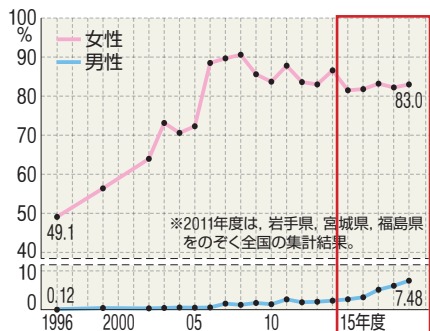


↑おもな国の食料自給率の推移(食料需給表)



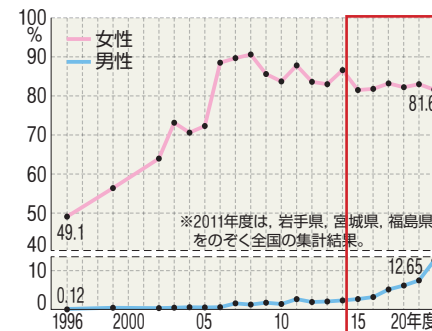
↑おもな国の食料自給率の推移(食料需給表)

原文



▲育児休業取得率の推移(厚生労働省資料)
近年、育児に参加する男性は「イクメン」とよばれるが、育児休業の取得率は低い。

訂正文



▲育児休業取得率の推移(厚生労働省資料)
近年、育児に参加する男性は「イクメン」とよばれるが、育児休業の取得率は低い。

2019年度(億円)

■ 経常収支…①	197.092
貿易・サービス収支	1.887
貿易収支	6.664
サービス収支	-4.777
第一次所得収支	209.897
第二次所得収支	-14.692
■ 資本移転等収支…②	-4.374
■ 金融収支…③	221.271
■ 誤差脱漏…④	28.553

▲日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。

2020年度(億円)

■ 経常収支…①	182.533
貿易・サービス収支	2.381
貿易収支	39.017
サービス収支	-36.636
第一次所得収支	207.721
第二次所得収支	-27.569
■ 資本移転等収支…②	-2.090
■ 金融収支…③	155.130
■ 誤差脱漏…④	-25.313

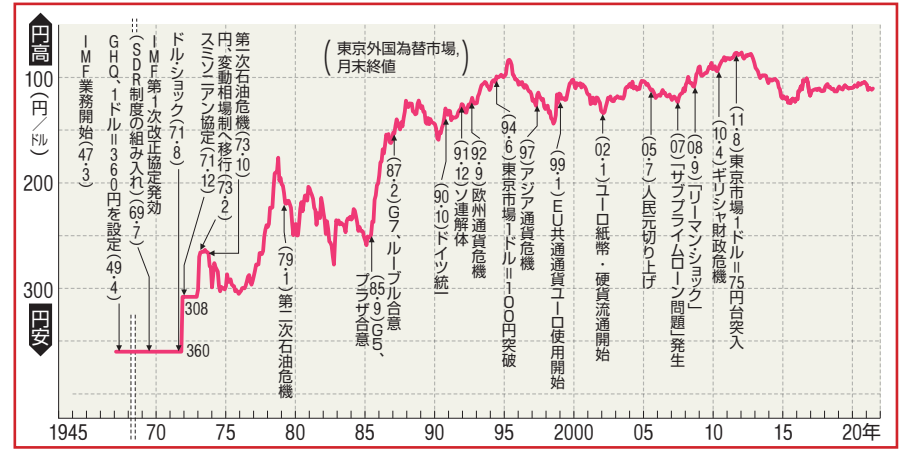
▲日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。

原文

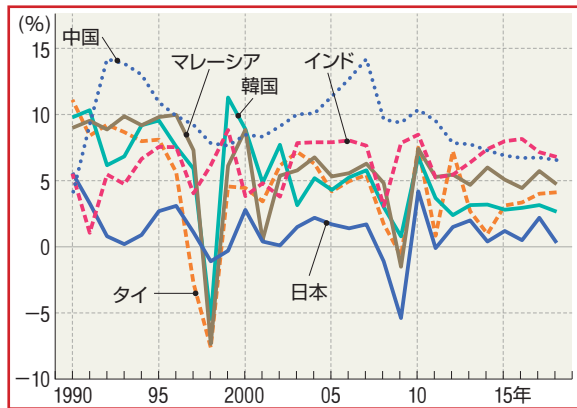


円対ドルレートの推移(日本銀行資料)

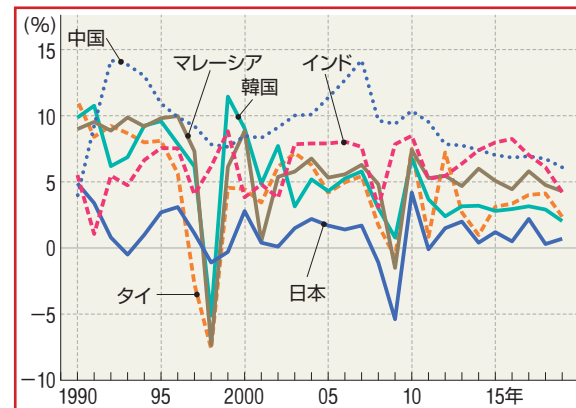
訂正文



円対ドルレートの推移(日本銀行資料)



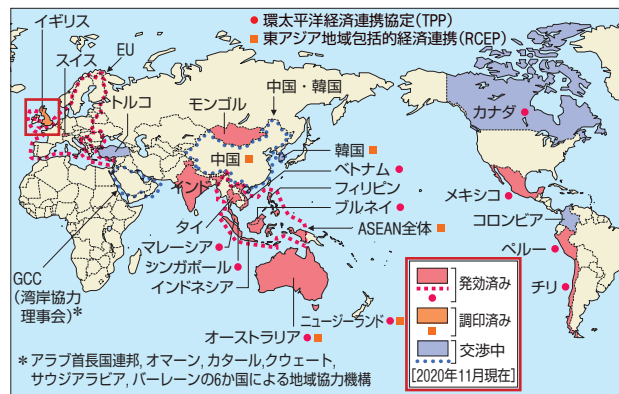
アジア諸国の経済成長率(国連統計局資料ほか)



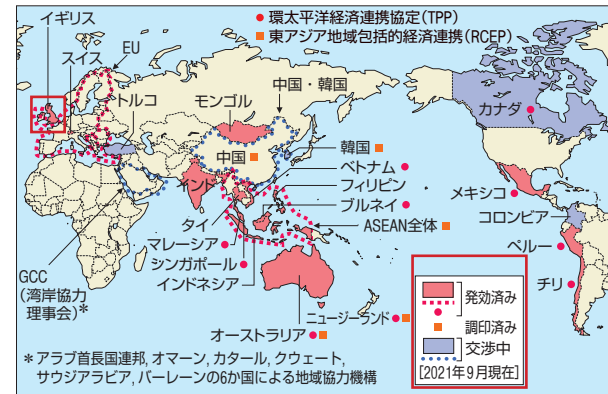
アジア諸国の経済成長率(国連統計局資料ほか)

原文

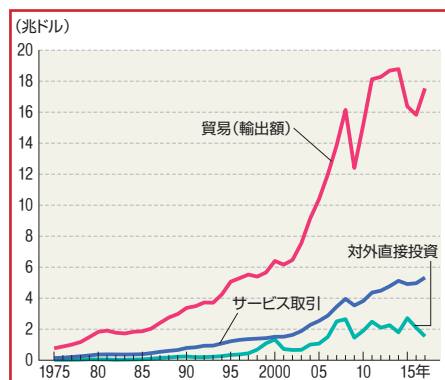
訂正文



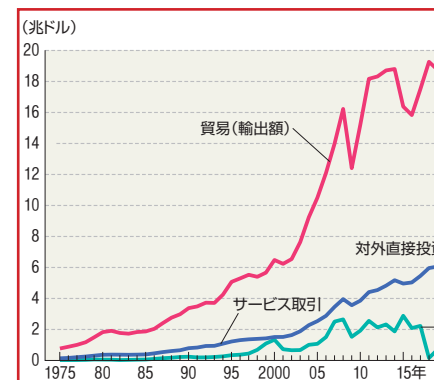
日本のFTA・EPAの現状



日本のFTA・EPAの現状

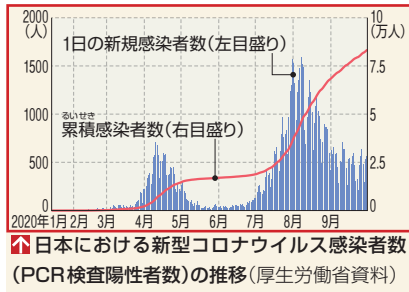


世界の貿易、サービス、直接投資の推移 (IMF資料)

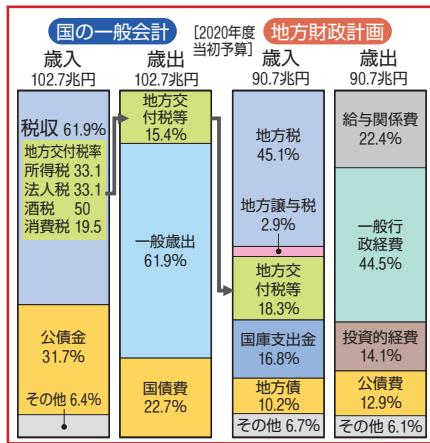
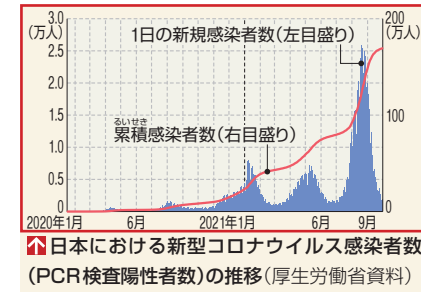


世界の貿易、サービス、直接投資の推移 (IMF資料)

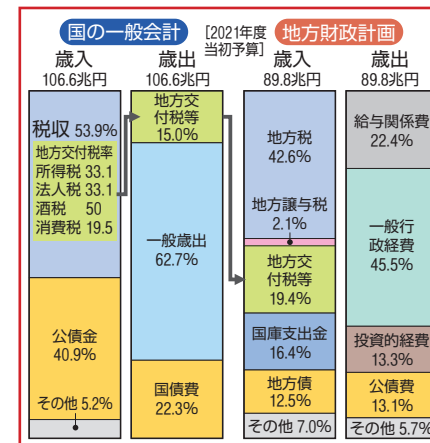
原文



訂正文



国の予算と地方財政計画(財政金融統計月報ほか)



国の予算と地方財政計画(財政金融統計月報ほか)

原文

訂正文

民法(抜すい)

●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

第1編 総則

第1条(基本原則) ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

第4条(成年) 年齢20歳をもって、成年とする。

第5条(未成年者の法律行為) ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

第90条(公序良俗) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第95条(錯誤) ①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

2 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

第96条(詐欺又は強迫) ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第2編 物権

第206条(所有権の内容) 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第3編 債権

第446条(保証人の責任等) ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その

履行をする責任を負う。

②保証契約は、書面で行わなければならない。

③保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第709条(不法行為による損害賠償) 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4編 親族

第725条(親族の範囲) 次に掲げる者は、親族とする。

1 6親等内の血族

2 配偶者

3 3親等内の姻族

第731条(婚姻適齢) 男は、18歳に、女は、16歳にならなければならない、婚姻をすることができない。

第5編 相続

第887条(子及びその代襲者等の相続権)

①被相続人の子は、相続人となる。

②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

民法(抜すい)

●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

第1編 総則

第1条(基本原則) ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

第4条(成年) 年齢18歳をもって、成年とする。

第5条(未成年者の法律行為) ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

第90条(公序良俗) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第95条(錯誤) ①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

2 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

第96条(詐欺又は強迫) ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第2編 物権

第206条(所有権の内容) 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第3編 債権

第446条(保証人の責任等) ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その

履行をする責任を負う。

②保証契約は、書面で行わなければならない。

③保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第709条(不法行為による損害賠償) 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4編 親族

第725条(親族の範囲) 次に掲げる者は、親族とする。

1 6親等内の血族

2 配偶者

3 3親等内の姻族

第731条(婚姻適齢) 婚姻は、18歳にならなければならない、することができない。

第5編 相続

第887条(子及びその代襲者等の相続権)

①被相続人の子は、相続人となる。

②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

[注]第4条、第731条は、2022年4月1日に施行予定。

原文

訂正文



世界の現状

独立国・国際機関の加盟国は
2020年10月現在

独立国・国際機関の加盟国は
2020年10月現在

USMCA(3か国)
アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ

*2020年にNAFTAに代わって
米国・メキシコ・カナダ協定
(USMCA)が発足した。

- | | | | |
|---------------|----------------|-----------|-------------|
| 1 モナコ | 5 スロベニア | 10 北マケドニア | 17 ジョージア |
| 2 リヒテンシュタイン | 6 クロアチア | 11 エストニア | 18 アルメニア |
| 3 サンマリノ | 7 ポスニア・ヘルツェゴビナ | 12 ラトビア | 19 アゼルバイジャン |
| 4 バチカン | 8 セルビア | 13 リトアニア | 20 ウズベキスタン |
| | 9 モンテネグロ | 14 ベラルーシ | 21 トルクメニスタン |
| | | 15 ウクライナ | 22 タジキスタン |
| | | 16 モルドバ | 23 キルギス |

一人あたりGNI (米ドル)

- 12536以上 (高所得国)
- 4046~12535 (中所得国・上位)
- 1036~4045 (中所得国・下位)
- 1035以下 (低所得国)
- データなし

調査年2019年
(世界銀行「World Development Indicators」)

国連加盟国は黒字
非加盟の独立国は赤字
()は属領をあらわす

□は200海里水域

米州機構(35か国)

- | | |
|--|--|
| アメリカ合衆国
カナダ
アンティグア・バーブーダ
ドミニカ
グレナダ | コスタリカ
セントルシア
セントビンセント・グレナディーン諸島
セントクリストファー・ネイビス |
|--|--|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●メキシコ ●グアテマラ ●ベリーズ ●ホンジュラス ●エルサルバドル ●ニカラグア ●パナマ ●ハイチ ●ドミニカ共和国 ●バルバドス ●トリニダード・トバゴ ●バハマ ●キューバ ●ジャマイカ ●チリ | <ul style="list-style-type: none"> ●ベルー ●コロンビア ●エクアドル ●スリナム ●ガイアナ |
|--|--|

ラテンアメリカ経済機構(26か国)

- はALAD加盟国(13か国)

EFTA(4か国)

- スイス
- リヒテンシュタイン

NATO(30か国)

- カナダ
- アメリカ合衆国
- イギリス
- トルコ
- アルバニア

ノルウェー

- アイスランド
- モンテネグロ
- 北マケドニア

- | | |
|---|---|
| オランダ
ベルギー
ルクセンブルク
ドイツ
フランス
イタリア
デンマーク
ギリシャ
スペイン
ポルトガル
チェコ | ハンガリー
ポーランド
スロバキア
スロベニア
エストニア
ラトビア
リトアニア
ブルガリア
ルーマニア
クロアチア |
|---|---|

- アイルランド
- フィンランド
- スウェーデン
- マルタ
- オーストリア
- キプロス

EU(27か国)

OECD(37か国)

- | | |
|---|--|
| アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ
イギリス
フランス
ドイツ
イタリア
オランダ
ルクセンブルク
ノルウェー
スウェーデン
デンマーク
アイスランド
フィンランド
スウェーデン
アイルランド
スイス
オーストリア
ギリシャ | トルコ
スペイン
ポルトガル
日本
韓国
オーストラリア
ニュージーランド
ハンガリー
チェコ
ポーランド
スロバキア
チリ
スロベニア
イスラエル
エストニア
ラトビア
リトアニア
コロンビア |
|---|--|

アフリカ連合(AU)(55か国・地域)

- アフリカ圏の全独立国と西サハラ

CIS(10か国)

- ロシア連邦
- ベラルーシ
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- トルクメニスタン
- タジキスタン
- キルギス
- アルメニア
- アゼルバイジャン
- モルドバ

OPEC(13か国)

- ベネズエラ
- イラン
- ナイジェリア
- 赤道ギニア
- アンゴラ
- ガボン
- コンゴ共和国
- アルジェリア
- リビア

OAPEC(10か国)

- バーレーン
- シリア
- エジプト
- カタール

APEC(21か国・地域)

- 日本
- アメリカ合衆国
- カナダ
- オーストラリア
- ニュージーランド
- 韓国
- シンガポール
- マレーシア
- インドネシア
- フィリピン
- タイ
- ブルネイ
- 中国
- 台湾
- 香港
- メキシコ
- チリ
- バプアニューギニア
- ニア
- ベトナム
- ペルー
- ロシア連邦

ASEAN(10か国)

- タイ
- マレーシア
- フィリピン
- インドネシア
- シンガポール
- ブルネイ
- ベトナム
- ラオス
- ミャンマー
- カンボジア

上海協力機構(8か国)

- 中国
- ロシア連邦
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- タジキスタン
- キルギス
- インド
- パキスタン



世界の現状

独立国・国際機関の加盟国は
2021年9月現在

米州機構 (35か国)

- アメリカ合衆国
- カナダ
- アンティグア・バーブーダ
- ドミニカ
- グレナダ
- コスタリカ
- セントルシア
- セントビンセント・グレナディーン諸島
- セントクリストファー・ネイビス

- メキシコ
 - グアテマラ
 - ベリーズ
 - ホンジュラス
 - エルサルバドル
 - ニカラグア
 - パナマ
 - ハイチ
 - ドミニカ共和国
 - バルバドス
 - トリニダード・トバゴ
 - バハマ
 - キューバ
 - ジャマイカ
 - チリ
 - ベルー
 - コロンビア
 - エクアドル
 - スリナム
 - ガイアナ
 - アルゼンチン
 - ブラジル
 - パラグアイ
 - ウルグアイ
 - ペネズエラ
 - ボリビア
- メルコスール(6か国)
南米南部共同市場

ラテンアメリカ経済機構 (26か国)

- はALAD加盟国 (13か国)

EFTA (4か国)

- スイス
- リヒテンシュタイン

NATO (30か国)

- カナダ
- アメリカ合衆国
- イギリス
- トルコ
- アルバニア

ノルウェー

- アイスランド

モンテネグロ

- 北マケドニア

- オランダ
- ハンガリー
- ベルギー
- ポーランド
- ルクセンブルク
- スロバキア
- ドイツ
- スロベニア
- フランス
- エストニア
- イタリア
- ラトビア
- デンマーク
- リトアニア
- ギリシャ
- ブルガリア
- スペイン
- ルーマニア
- ポルトガル
- クロアチア
- チェコ

- アイルランド
- フィンランド
- スウェーデン
- マルタ
- オーストリア
- キプロス

EU (27か国)

USMCA (3か国)

- アメリカ合衆国
- カナダ
- メキシコ

*2020年にNAFTAに代わって
米国・メキシコ・カナダ協定
(USMCA)が発効した。

- 1 モナコ
- 2 リヒテンシュタイン
- 3 サンマリノ
- 4 バチカン
- 5 スロベニア
- 6 クロアチア
- 7 ボスニア・ヘルツェゴビナ
- 8 セルビア
- 9 モンテネグロ
- 10 北マケドニア
- 11 エストニア
- 12 ラトビア
- 13 リトアニア
- 14 ベラルーシ
- 15 ウクライナ
- 16 モルドバ
- 17 ジョージア
- 18 アルメニア
- 19 アゼルバイジャン
- 20 ウズベキスタン
- 21 トルクメニスタン
- 22 タジキスタン
- 23 キルギス

一人あたりGNI (米ドル)

- 12536以上 (高所得国)
- 4046~12535 (中所得国・上位)
- 1036~4045 (中所得国・下位)
- 1035以下 (低所得国)
- データなし

調査年2019年
(世界銀行"World Development Indicators")
国連加盟国は黒字
非加盟の独立国は赤字
()は属領をあらわす
□は200海里水域

OECD (38か国)

- アメリカ合衆国
- カナダ
- メキシコ
- イギリス
- フランス
- ドイツ
- イタリア
- ベルギー
- オランダ
- ルクセンブルク
- ノルウェー
- スウェーデン
- デンマーク
- アイスランド
- フィンランド
- スウェーデン
- オーストリア
- ギリシャ
- トルコ
- スペイン
- ポルトガル
- 日本
- 韓国
- オーストラリア
- ニュージーランド
- ハンガリー
- チェコ
- ポーランド
- スロバキア
- チリ
- スロベニア
- イスラエル
- エストニア
- ラトビア
- リトアニア
- コロンビア
- コスタリカ

アフリカ連合 (AU) (55か国・地域)

- アフリカ圏の全独立国と西サハラ

CIS (10か国)

- ロシア連邦
- ベラルーシ
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- トルクメニスタン
- タジキスタン
- キルギス
- アルメニア
- アゼルバイジャン
- モルドバ

OPEC (13か国)

- ベネズエラ
- イラン
- ナイジェリア
- 赤道ギニア
- アンゴラ
- ガボン
- コンゴ共和国
- アルジェリア
- リビア

OAPEC (10か国)

- バーレーン
- シリア
- エジプト
- カタール

APEC (21か国・地域)

- 日本
- アメリカ合衆国
- カナダ
- オーストラリア
- ニュージーランド
- 韓国
- シンガポール
- マレーシア
- インドネシア
- フィリピン
- タイ
- ブルネイ
- 中国
- 台湾
- 香港
- メキシコ
- チリ
- バプアニューギニア
- ニア
- ベトナム
- ペルー
- ロシア連邦

上海協力機構 (8か国)

- 中国
- ロシア連邦
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- タジキスタン
- キルギス
- インド
- パキスタン

ASEAN (10か国)

- タイ
- マレーシア
- フィリピン
- インドネシア
- シンガポール
- ブルネイ
- ベトナム
- ラオス
- ミャンマー
- カンボジア

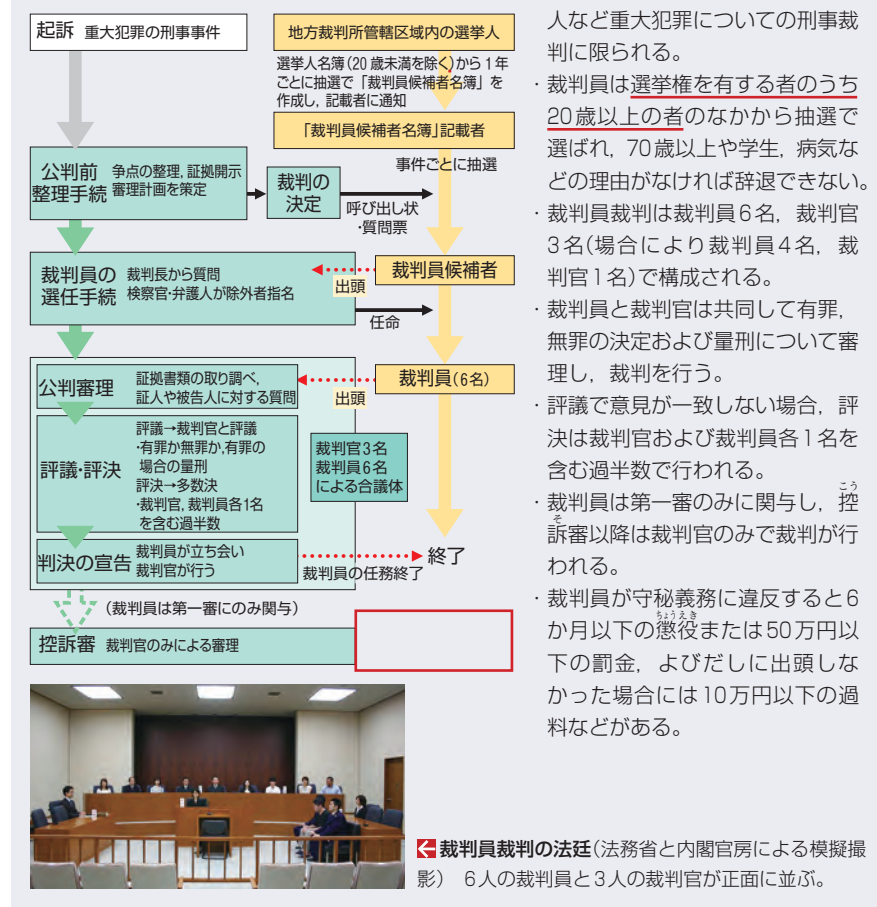


訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
60	10, 19, 注②	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
62	上	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
70	上グラフ	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
73	右下グラフ	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
74	左上グラフ	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
74	右上グラフ	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
74	注①	①一票の格差 <u>2017 年</u> の衆議院選挙では最大 <u>1.98 倍</u> , 2009 年の参議院選挙では 3.00 倍であった。	①一票の格差 <u>2021 年</u> の衆議院選挙では最大 <u>2.08 倍</u> , 2009 年の参議院選挙では 3.00 倍であった。『公共』 『倫理』『政治・経済』
199	12-13	東アジア地域包括的経済連携 ^{アールセップ} (RCEP) <u>2020 年調印</u> Regional Comprehensive Economic Partnership	東アジア地域包括的経済連携 ^{アールセップ} (RCEP) <u>2022 年発効</u> Regional Comprehensive Economic Partnership

原文	訂正文
<p>所の種類に対応する形で組織されている。検察官が不起訴処分にした事件の適否を審査するのが検察審査会である。</p> <p>なお、犯罪を疑われた人の人権が不当に制限されないよう、憲法はさまざまな権利を認めている。罪に問われるのは、何が正しい行動かを判断する能力(責任能力)がある者に限られる。また、罪を犯した少年については、更生を重視する立場から少年法などが制定されている。</p> <p>このほかに、政府や地方公共団体の行った行政行為に対する国民の異議申し立てである行政裁判があるが、民事裁判の形式にもとづいて行われる。</p> <p>故意と過失 何かを意図的にすることを故意といい、意図せずに誤って何かをしてしまうことを過失という。刑事裁判では原則として故意の場合に責任を問われるが、民事裁判では故意でも過失でも責任を問われるのが普通である。</p> <p>①裁判外紛争解決手続き(ADR) 近年では、裁判に比べて迅速で安価な制度として、ADR(Alternative Dispute Resolution)が制度化され、民間機関などが当事者双方の合意した場合に限り訴訟以外の場で紛争解決を行うことができるようになった。</p> <p>②刑法における過失 刑法第38条1項では「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と定められている。</p>	<p>所の種類に対応する形で組織されている。検察官が不起訴処分にした事件の適否を審査するのが検察審査会である。</p> <p>なお、犯罪を疑われた人の人権が不当に制限されないよう、憲法はさまざまな権利を認めている。罪に問われるのは、何が正しい行動かを判断する能力(責任能力)がある者に限られる。また、罪を犯した少年については、更生を重視する立場から少年法などが制定されている。</p> <p>このほかに、政府や地方公共団体の行った行政行為に対する国民の異議申し立てである行政裁判があるが、民事裁判の形式にもとづいて行われる。</p> <p>故意と過失 何かを意図的にすることを故意といい、意図せずに誤って何かをしてしまうことを過失という。刑事裁判では原則として故意の場合に責任を問われるが、民事裁判では故意でも過失でも責任を問われるのが普通である。</p> <p>①裁判外紛争解決手続き(ADR) 近年では、裁判に比べて迅速で安価な制度として、ADR(Alternative Dispute Resolution)が制度化され、民間機関などが当事者双方の合意した場合に限り訴訟以外の場で紛争解決を行うことができるようになった。</p> <p>②検察審査会 任期6か月の11名の検察審査員で構成され、20歳以上(2022年4月以降は18歳以上に引き下げ予定)の有権者のなかから抽選で選ばれる。</p>

原文

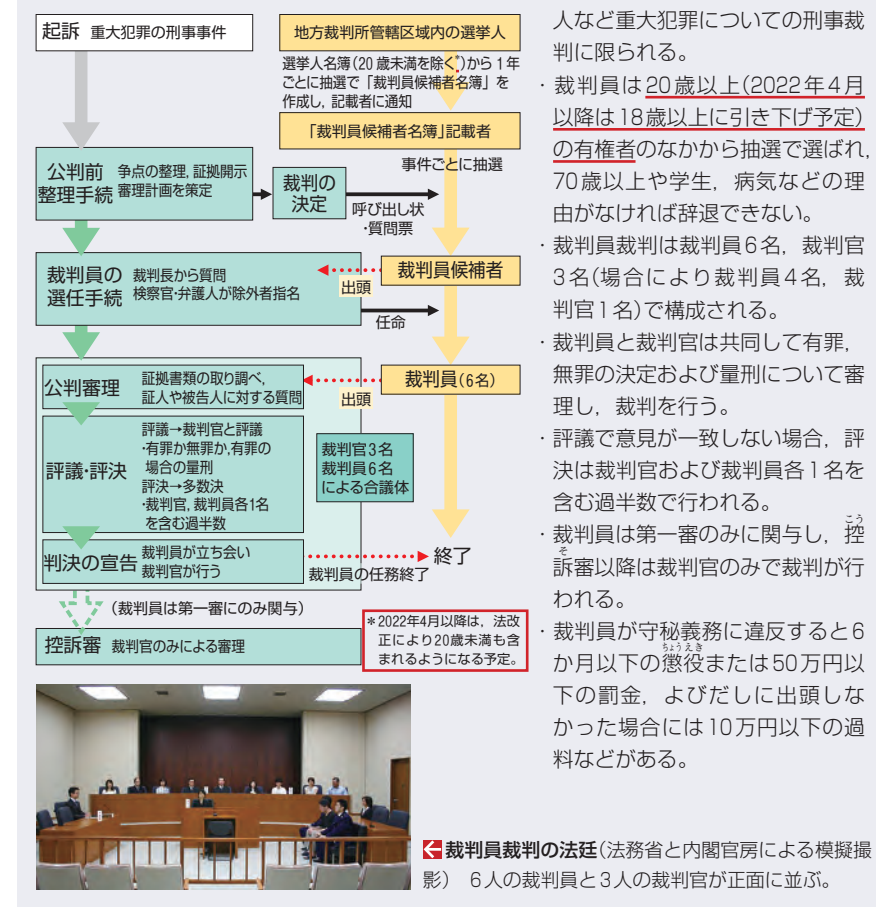
レクチャー 裁判員制度



- ・裁判員制度の対象となるのは、殺人など重大犯罪についての刑事裁判に限られる。
- ・裁判員は選挙権を有する者のうち20歳以上の者のなかから抽選で選ばれ、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。
- ・裁判員裁判は裁判員6名、裁判官3名(場合により裁判員4名、裁判官1名)で構成される。
- ・裁判員と裁判官は共同して有罪、無罪の決定および量刑について審理し、裁判を行う。
- ・評議で意見が一致しない場合、評決は裁判官および裁判員各1名を含む過半数で行われる。
- ・裁判員は第一審のみに関与し、控訴審以降は裁判官のみで裁判が行われる。
- ・裁判員が守秘義務に違反すると6か月以下の懲役または50万円以下の罰金、よびだしに出頭しなかった場合には10万円以下の過料などがある。

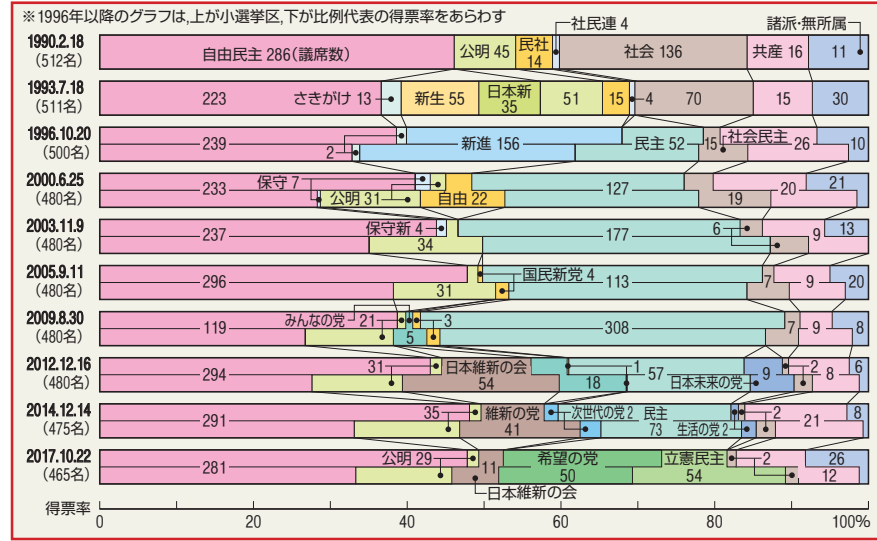
訂正文

レクチャー 裁判員制度



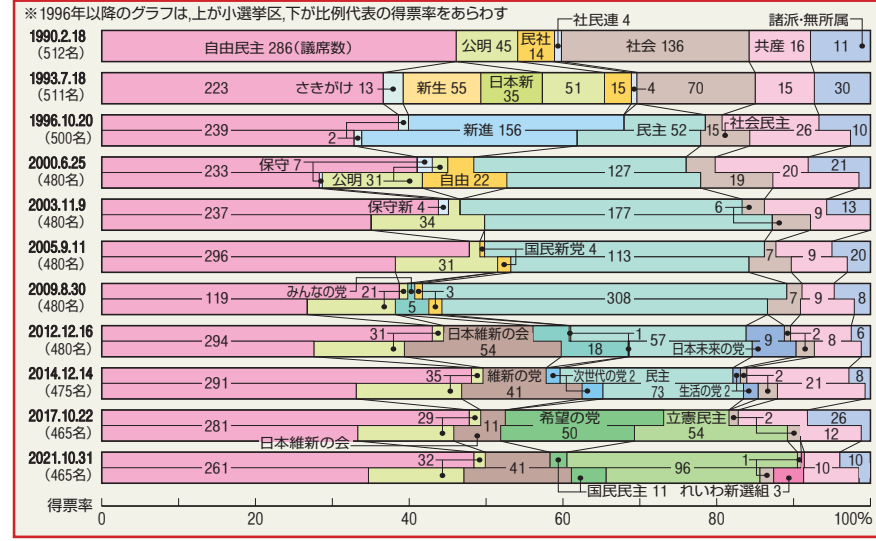
- ・裁判員制度の対象となるのは、殺人など重大犯罪についての刑事裁判に限られる。
- ・裁判員は20歳以上(2022年4月以降は18歳以上に引き下げ予定)の有権者のなかから抽選で選ばれ、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。
- ・裁判員裁判は裁判員6名、裁判官3名(場合により裁判員4名、裁判官1名)で構成される。
- ・裁判員と裁判官は共同して有罪、無罪の決定および量刑について審理し、裁判を行う。
- ・評議で意見が一致しない場合、評決は裁判官および裁判員各1名を含む過半数で行われる。
- ・裁判員は第一審のみに関与し、控訴審以降は裁判官のみで裁判が行われる。
- ・裁判員が守秘義務に違反すると6か月以下の懲役または50万円以下の罰金、よびだしに出頭しなかった場合には10万円以下の過料などがある。

原文

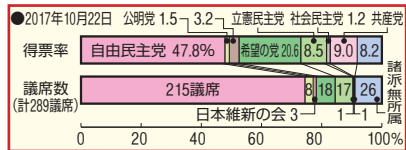


衆議院議員選挙の得票率と議席数

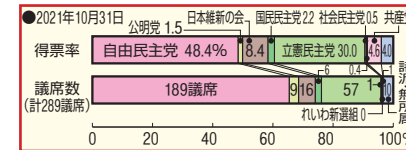
訂正文



衆議院議員選挙の得票率と議席数



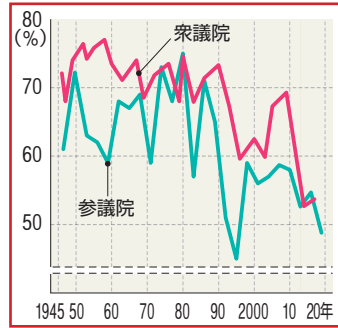
小選挙区での得票率と議席数



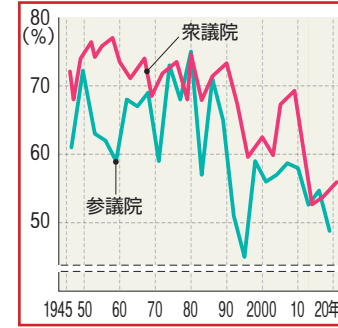
小選挙区での得票率と議席数

原文

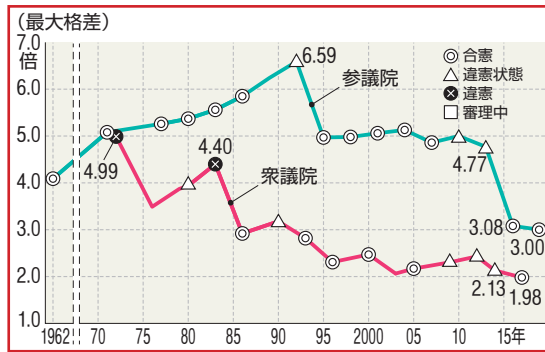
訂正文



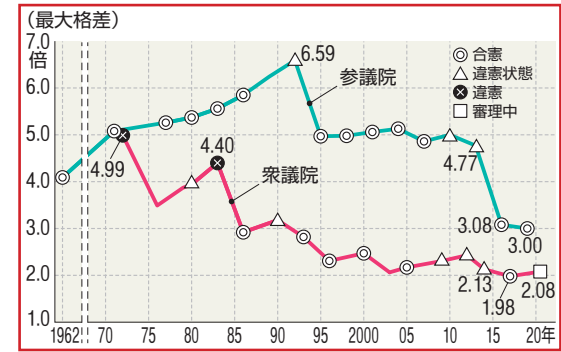
↑ 国政選挙における投票率の推移
(総務省資料)



↑ 国政選挙における投票率の推移
(総務省資料)



↑ 「一票の格差」と最高裁判決(総務省資料ほか)



↑ 「一票の格差」と最高裁判決(総務省資料ほか)